

2015年憲法起草をめぐる政治

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科
教授 玉田 芳史

タイでは新しい憲法の起草作業が続けられている。憲法の全面改正は何度も繰り返されてきた。これまでに、1932年6月（暫定）を皮切りに、32年12月、46年、47年（暫定）、49年、52年、59年（暫定）、68年、72年（暫定）、74年、76年（暫定の呼称を拒否する29条の暫定憲法）、77年（暫定）、78年、91年（暫定）、91年、97年、2006年（暫定）、07年、14年（暫定）と合計20の憲法があり、目下起草中の憲法は21番目の憲法となる。数の多さはクーデタの多さに起因している。

2014年5月22日クーデタの後には、官選国会のほかに、国家改革協議会と憲法起草委員会が設置された。法学者ボーウォーンサクを委員長とし36名で構成される憲法起草委員会は、国家改革協議会の基本方針に基づいて15年3月までに第一次草案を仕上げた。協議会は検討の上、4月下旬に討論を行う予定になっている。起草日程を定めた14年暫定憲法によると、起草委員会は協議会、内閣、クーデタ評議会（NCPO、国家秩序維持評議会）の修正要求を汲み入れて、15年7月下旬までに最終草案を完成させ、協議会が8月6日に採決を行う予定になっている。可決されれば、協議会議長が9月4日に裁可を求めて国王に上奏する。

起草委員会は新憲法を「タイ国改革のための憲法」と自称している。起草作業が進んで、2015年3月に全体像が見え始めてくると、様々な批判が噴き出してきた。批判の大きな的になっているのは、政党政治抑制と権力の温存の2点である。まず、起草委員長がどのように説明しているのかを概観してから、なぜ2点が批判されるのかを検討したい。

1. 起草責任者の説明

ボーウォーンサクは1997年憲法の起草で中心的な役割を果たした。54年生まれの彼には3歳上の兄貴分のような人物ウィッサヌがいる。南部ソクラー県出身で、公法を学び、チューラーロンコーン大学法学部教授になり、内閣官房長官を務めたという経歴はまったく同一である。ウィッサヌは93年から02年まで内閣官房長官を務め、その後タクシン政権で法務担当の副首相になり、プラユット政権でも副首相を務めている。他方、ボーウォーンサクは03年に内閣官房長官に就任し、タクシン政権末期の06年6月に辞任した。07年憲法の起草では、選挙関連法（政党法、選挙法、選管法）の起草に、ウィッサヌが第1副委員長、ボーウォーンサクが第4副委員長

として関わった。

ポーウォーンサクは2014年クーデタ後には、国家改革協議会の副議長と憲法起草委員会の委員長を兼ねている。代表的な勤王派公法学者として、97年に続いて、再び憲法起草の中心に位置しているわけである。彼は15年3月10日に新憲法の起草が必要になった理由を国家改革協議会において説明した。憲法起草の目標は、05年からの10年間にわたる政治混乱の解決にある。「政治色ごとに分かれて、ありとあらゆる機関を対立に巻き込み、果てしない対立が続いている。病が全身を冒し、熱が下がらず、戒厳令という解熱鎮痛剤で一時的に抑えているにすぎない。薬の効き目が切れれば、再び熱が上がる。それゆえ、憲法起草委員会と国家改革協議会が協力して解決を目指さなければならない。このような対立が今後も続けば、タイはアセアンで最下位の10位になりかねない。」「この対立は、個人に由来する面もある。しかし、憲法起草委員会では多くのものが、発熱の原因は、そのほかに、都市部の富裕層と、大半が草の根の貧困層の間の経済的社会的不公平にあるのではないかと考えている。資源配分の不公平、経済的社会的不公平が熱の原因であれば、その原因をうまく解決しなければならない。そのために、国家改革協議会が設置されたのである。」問題を解決するために、憲法起草にあたっては主たる狙いが4つある。第1の「市民の重視」については、「新憲法で市民の諸団体を設置したり・・・人権や市民権を拡大したりして、国の政治や行政への関与を増やすことによって、人民(ratsadon)を市民(phonlamuang)へ格上げする。」第2の「クリーンで均衡の取れた政治」については、「新憲法は独立機関の役割を従来よりも明確に規定する。」第3の「公平な社会」については、「新憲法は経済的社会的格差を縮小し、法的正義を実現することを重視する。」第4の「平和と幸福」については、「新憲法は対立を乗り越え、社会に平穏と幸福をもたらさなければならない。」

憲法起草委員会が2015年1月から月2回で発行するようになったニューズレターの第2号には、ポーウォーンサクの「政治体制、政治家、政治制度」と題する文章が掲載されている。彼はその中では、上記の4点を13に分けて詳しく説明していた。彼によると、新憲法には13の新原則がある。(1) 強い市民、倫理的な政治家、(2) 選挙投票日決定の中立性ならびに選挙運動期間中の政権形態、(3) 社会のあらゆる部分に参加するバランスがとれた政治構造、(4) 上下両院の国会議員候補者が選挙前に不正を犯していなかったかどうかの選別、(5) 選挙運動への監視、(6) 国民の本音を反映し、国民の1票1票が実質的な意味を持つような下院議員選挙制度、(7) 買票の阻止、(8) 政党や党首の従業員ではなく真の国民代表たりうる下院議員、(9) 政党や政党幹部による政治献金の受け取りならびに支出への監督を通じた政党の民主化、(10) 国会運営における与野党間のバランス維持、(11) 政治のバランスを保てる多元的な議会となる上院、(12) 下院で選出され、すぐれた監視制度のもとで安定と能

率を維持できる首相と内閣（首相は下院で選出する。閣僚候補者を任命前に上院が審査する。下院議員は入閣すると議員資格を喪失する。不信任案が可決されたら下院は解散され首相も失職する）、(13) 政党、公職在職者、官僚を、支配したり操ったり命じたりして何らかの行為をさせていると信じるに足りる証拠がある黒幕的な人物については、行為者本人と同じく、刑事、規律、金銭、財政、予算その他の責任を負わねばならないという規定。

ポーウォーンサクは「政治体制、政治家、政治制度」において、社会勢力を、官僚（軍人と行政官）、富裕層／上位中間層、農村部住民の大半を占める民衆／下位中間層の3つに大きく分けて政治を説明する。1997年憲法以前には農村部民衆は無力であった。97年憲法は、政治家の政治を市民の政治に変え、汚職を阻止し、政権の不安定や非能率を打破して強い首相を誕生させることを狙っていた。ところが、97年憲法は意図しない結果をもたらした。農村部民衆が下院も上院も支配するようになり、下院に安定した基盤を持つ強い首相が登場した。強い執政府は上院や独立機関に介入するようになった。ポーウォーンサクは07年憲法による改革については説明を省いている。彼自身が起草に直接には関与しなかったのが一因であろう。しかし、同憲法が97年憲法で実現された政治景観を変えることができなかつたのがもっと大きな理由であろう。ポーウォーンサクが政治の担い手として期待を寄せる市民の中核となるべき都市の富裕層や中間層の役割が、農村部の民衆に比べて小さく、農村部民衆の支持を受けた政治家が権勢をふるう。この状況の打破が新憲法の目標である。標的は政治家と庶民にあるので、そのための仕組みが準備される。ポーウォーンサクが崩れたと見なすバランスを回復するために、国会については、農村部民衆の支配から解放すべく、下院は3分の2が農村部民衆、3分の1が富裕層・上位中間層によって支配され、上院は農村部民衆、富裕層・上位中間層、官僚が3分の1ずつを支配することが目指されている。

2. 選挙制度改革

タイでは1932年に最初の憲法ができ、翌年には最初の国政選挙が実施された。しかしながら、選挙の勝者が国家指導者になることはほとんどなかつた。憲法で、首相は民選議員と規定したのは、74年憲法（76年10月に破棄）、92年に改正された91年憲法、97年憲法、そして07年憲法だけである。言い換えると、首相は民選議員というルールが定着するのは92年以後である。それまでは、首相を決めるのは有権者ではなく軍隊や王室であった。選挙はそうした非民選議員の政権が民主的な装いを施すための方便にすぎなかつた。その時期には、憲法の起草にあたっては、国会が一院制か二院制か、民選議員との関係において官選議員の人数や権限をいかほどにするのかといったことが最大の争点であった。しかし、92年以後、首相は選挙結果を反映し

て選ばれるのが常道になり、民選議員ではない首相はアーナン、スラユット、プラユットの3名にすぎず、いずれの在任期間も1年程度にとどまった。首相が選挙で決まるようになったため、憲法改正では選挙制度が最大の焦点になった。

1997年憲法では選挙制度の大改革が実施された。上院はタイの歴史上初めて民選になった。両院が民選というのは民主化の進展を意味していた。しかし同時に、民主的な正当性のない官選に代えて、正当性に遜色のない民選にすることで、上院議員に下院議員を統制させるという狙いが込められていた。民選の上院は民意を国政に反映させるという目的には寄与したものの、下院への統制という機能を憲法起草者の期待通りには果たせなかったため、07年憲法では民選77名、官選73名へと変更された。起草中の新憲法では上院議員は全員が官選に変更されることになっている。起草者は任命ではなく、「選考」であり、間接選挙であると説明している。しかし、職業団体の代表から選ぶという選考方式は07年の上院議員がそうであったように、職業団体の選び方、そこでの代表の選び方、代表からの選び方の諸点において不明朗きわまりなく、実質的には官選にほかならない。詭弁をいかに弄しても、選挙(luak tang)ではなく、押し込み(lak tang)に過ぎないという誹りを免れない。上院が下院と同じ政治勢力に支配されるのを嫌うのであれば、一院制にするという選択肢、07年のように民選・官選を半数にするという選択肢もある。それを選ばないのは、任命議員を国会に押し込んで大きな権限を付与し、下院に対抗するという狙いがあるからであろう。言い換えるならば、立法府を国民代表のみに委ねるわけにはいかないということである。

他方、下院については、選挙制度が1997年に大きく変更され、劇的な効果があった。下院の過半数を掌握し、民主的な正当性を誇る首相が登場した。そうした首相は強い指導力を発揮し、選挙の洗礼を受けていない勢力からの対抗を困難にした。そこで、選挙制度改革が07年と11年に実施されてきた。首相や民選議員の権力を抑制することに主眼を置いた選挙制度改革を推進するために、汚職と国会の独裁をキーワードとする政党政治家批判が繰り返されてきた。汚職はあたかも政党政治に特有の現象であるかのように主張される。他方、国会の独裁という言葉は91年クーデタを支持する学者から生まれた。その意味は曖昧である。下院の多数派が政権を握る議院内閣制の民主政治を国会の独裁と批判する人びとは、非民主的な官選議会や軍事政権を多数派支配よりもましと考えて支持してきた。

起草中の憲法で採用されようとしているのは、ドイツに範をとった小選挙区+非拘束名簿式比例代表の併用制である。従来の並立制ならびに拘束名簿方式を変更することになる。小選挙区での得票総数に基づいて比例区の獲得議席数を調整する。第一党が得票率以上の議席を獲得することを阻止する狙いがある。2011年選挙の得票数を用いて新しい方式で議席数を計算し直すと、第一党は38減、第二党は5増となり、両党の議席数の差は106から63に縮まる。01年以後連戦連勝のタックシン派政党への

対抗措置であり、ポーウォーンサク自身が明言するように連立政権が目標である。比例区では非拘束名簿として政党のみならず候補者への投票も認める。全国区ではないので、全国何百万人から支持を得たなどと誇ることはできない。また、名簿の掲載順位ではなく個別の得票数が当落を左右するため、比例区議員への党からの統制は弱くなる。加えて、下院議員への党議拘束を認めず、無所属議員を認める。無所属議員は、当選後の身売りという悪弊を阻止するために70年代以後一貫して禁止されてきたので、大きな変更である。これらの措置の狙いは政権の不安定化、つまり首相の弱体化である。

表 選挙制度の変遷

		1991年	1997年	2007年	2011年	2015年
下院	選挙区	中選挙区	小選挙区	中選挙区	小選挙区	小選挙区
		393名	400名	400名	375名	250名
	比例区	なし	全国区 拘束名簿	8地域 拘束名簿	全国区 拘束名簿	6地域 非拘束名簿
		100名	80名	125名	200～220名	
上院		任命	民選	半数民選	半数民選	任命

3. 権力温存

軍事政権下で改革に取り組む機関は5つあり、「5本の河川」と呼ばれている。NCPO（クーデタ評議会）、内閣、国会、国家改革協議会、憲法起草委員会である。5機関の構成員はいずれも2014年5月22日クーデタ以後に就任した。憲法草案の検討が進むにつれて、彼らは16年に予定される総選挙後も権力を保持し続けるのではないかという疑念が強まっている。背景にあるのは、軍事政権がもつとも傾注する任務が、国民和解よりもむしろ、タックシン派政治家と赤シャツ派の封じ込めに、さらに不敬罪摘発の強化にあることが明確になるにつれて、06年クーデタと同様に達成困難になり、総選挙後も政界から撤退できないのではないかという観測である。目的を達成できないままに政治への関与を止めれば、君主がヘゲモニーを握る政治体制を護持するために数年後にまたしてもクーデタをしなければならぬ。それを回避するには、軍隊が民政移管後も権力を保持し続けることが1つの対応策となり、政治介入の足がかりを憲法に書き込めるならば好都合である。

5機関のうち憲法起草委員会については、憲法草案の経過規定で、総選挙後2年間は、政治職への就任が禁止されている。起草者にとって都合のよい憲法になることを阻止するための規定である。起草委員の1人はほかの4機関についても同様な禁止規定を設けてはいかかかと2015年3月に提案した。憲法起草委員の選出にあたって、

国家改革協議会は20名、国家秩序維持評議会、内閣、国会はそれぞれ5名ずつを推薦していた。これら4機関は起草内容について意見を述べるほか、国家改革協議会は憲法草案の採否を決定する権限を付与されている。4機関は起草の当事者ではないものの、内容に影響を与えることができ、権力温存に好都合な憲法に仕立てることが十分に可能である。

憲法草案には権力温存に資すると思われる点が3つある。第1は、非民選首相である。政界の外や舞台裏にいて「威徳のある人物」や「見えざる手」と呼ばれてきた人物であっても、下院の支持を得れば誰でも首相に就任しうる。緊急時や危機時に限定と規定しても、それが具体的にどのような状況を示すのかは曖昧であり、間口が広がる可能性がある。第2に、不安定な連立政権が目指されている。下院の第一党が議席の過半数を獲得しにくい選挙制度を準備している。親軍政党を作って連立の中心に据えたり、1980年代のように軍隊が連立工作を行ったりする可能性が生まれる。第3に、5つの河川の受け皿になる機関を憲法で用意している。憲法草案には、国家改革推進会議と国家改革戦略委員会が規定されている。前者は、国家改革協議会議員60名、官選国会議員30名、有識者30名の合計120名で構成される。他方、戦略委員会には有識者15名で構成される。草案には、また、「市民会議」や「国家倫理会議」といった政治倫理監視機関も規定されている。その構成員の選出方法は明記されておらず、任命や特定集団内部の互選という形になると想像される。そうした機関が、有権者によって選ばれた政治家と併存し対立することになる。

権力温存ないしは利権温存ではないかとの批判に対して、国家改革協議会関係者は1) クーデタの目的となっていた改革は未完了であるがゆえに継続が必要であり、連続性を保つには続投が好ましい、2) 改革推進会議には権力均衡という役割があり、協議会や国会から有能で公平な人物が任命されることが好ましい、といった理由を挙げて弁明に努めている。様々なパフォーマンスで有名な政治家チューウィットは2015年3月上旬に辛辣なコメントを述べた。源流に毒が盛られているので、5つの河川を延長しても、毒入りであることに変わりがない。5機関はいずれも権力を篡奪したのであり、最初から過ちを犯している。「継続性のためであり、クーデタを無駄にしないためである」と主張しているが、当初から駄目だということを認めるべきである。「続投を願っているかどうか、国民に尋ねたことがあるのだろうか。」

4. 民主党からの批判

起草中の新憲法草案は「国民から民主主義を奪い取ろうとしている」と、アピシット元首相は2015年3月9日付けのバンコク・ポスト紙に掲載されたインタビューで語った。彼はいくつかの点で、起草中の憲法草案の内容は民主主義に逆行していると指摘した。第1は、ドイツに範を求めた選挙制度である。小選挙区+非拘束名簿式比

例代表の併用制の問題点は、政党を弱体化し、執政府を強化する点にある。議員定数の削減は民主主義に寄与しない。第2に、ドイツと異なり選挙区と比例区の議員定数が一致しないことは、選挙区議員と比例区議員の争いを招く。第3に、選挙区議員の入閣禁止については、下院議員以外のものが入閣すると国民への説明責任を負わない閣僚を誕生させることになるので好ましくない。さらに、民選下院議員以外の人物が首相に就任することについては、例外的な危機的状况に限定すべきであり、議員の4分の3以上の同意を条件にするべきである。

次は、政党の弱体化と執政府の強化である。アピシットによると、起草者は、一方では小さな政党を好んで連立政権を目指しており、他方では大きな政党の力を削いで政党独自の政策を厳しく管理しようとしている。起草者が目指しているのは強い執政である。たとえば、不信任案が可決されたら政権は下院を解散しなければならない。下院が解散されるならば、野党は賛成をためらうであろう。また、執政府は一部の重要法案が下院で否決されたら、下院を解散することができる。「これは民主主義に逆行している。国民から民主主義を掠め取ることになる。」小規模政党による連立政権という方向についても、アピシットは反対する。「どのような政策を作るか行政官が指図できるようになる」からである。「たいいていの行政官は保守的であり、そうした人物に政策策定の大きな役割を与えることは間違いである。」

上院議員を間接選挙で選ぶことと、新たに国家倫理会議を設置することにも反対する。任命されたものが、国民に選ばれた議員を罷免するのはおかしい。国民のために働くものは国民によって選ばれるべきである。倫理会議については、倫理にかなっているのかどうかの判断はいかにして可能なのが、議員をどのようにして選ぶのか、と批判した。さらに、アピシットは憲法草案には国民投票が必要だと主張した。「国民投票は国民に選択の機会を与え、クーデタの実行者が権力にしがみつ続けるために新しい憲法を起草したという嫌疑を晴らすことになる。」

批判はおおむね的を射ているといえよう。しかしながら、そもそもクーデタが発生し、新憲法が起草されることになった主因の1つは、アピシットが率いる民主党である。その当事者が憲法改悪に反対というのは、自らの非を忘れた行動である。2005年以後の権力闘争を観察していれば、次の憲法が立法府とりわけ国民代表の権力削減に向かうことは火を見るよりも明らかであった。それを察知できなかったとすれば、無知を恥じるべきである。知った上で、他人事のように述べているとすれば、厚顔無恥というほかない。もう1つ、ほかの多くの知識人とともに、国民投票を推奨する点も問題があろう。07年憲法の国民投票からまったく教訓を得ていないからである。否決したらどうなるのか分からない。おそらくは戒厳令付き軍事政権の続投であろう。それは事実上選択肢がないに等しい投票であり、信任投票に過ぎない。早く総選挙を実施したいかどうかという選択肢に等しければ、多くの有権者は軍事政権よりは、選

挙を選ぶであろう。そのことによって、内容を問わず、憲法が国民から賛同を得たなどと主張ができるだろうか。自由のない状況での拙劣な国民投票は害悪のほうが大きいといえよう。しかも、国民投票での賛成多数は、軍隊による破棄の歯止めにはなりそうもない。

5. プアタイ党からの批判

タックシン派のプアタイ党は憲法草案に対して6点の批判を加えた。第1に、下院議員以外の人物に首相就任を認めることは国民主権という民主主義の原則に反している。危急時の特例と主張していても、いろいろな問題を持ち出して危急ということに仕立てるかも知れない。第2に、間接選挙と主張しても、実際には一部の利益集団と官僚の代表が任命されるにすぎない上院は、民主主義の原則に反している。第3に、選挙で選ばれるわけではない上院議員が、国民代表である政治家に対して、資質をチェックしたり、罷免したりすることは問題が多い。任命上院議員が法案を提出できるならば、選挙で選ばれる下院議員と対等になる。これでは執政府、立法府、司法府のバランスを保てない。任命上院議員とわずかばかりの民選下院議員が手を組めば政権を倒すことができる。つまり、非民主的な上院の権限が強すぎる。第4に、首相は不信任案が可決されると下院を解散しなければならないことになっている。これは非現実的である。議員が自らの地位を失うために不信任案に賛成する可能性は低い。与党は役職や利権を用いて駆け引きを行って可決を回避する可能性が高い。下院議員は首相を更迭したいという本音に反して、議員の地位を守るために、否決に票を投じるかも知れない。第5に、新しい選挙制度では不安定な連立政権になる可能性が高まる。選挙区議員の定数を250名へ減らすのは、支持率の高い政党の議席数を減らすためにすぎない。比例区では隣接する県をまとめて全国を6地域に分けるのは、地域ごとの議員定数に違いが生まれる。無所属での立候補を認めるのは政党の弱体化につながる。小さな政党や派閥が叢生し、政権と利権をめぐる駆け引き交渉を繰り返すことで、政権を不安定にする。第6に、憲法改正には上下両院議員の3分の2以上の賛成が必要という規定は、改正を困難にする。任命上院議員が少数の野党議員と協力すれば、可決を容易に阻止できるからである。さらに、重要な内容の改正については、国会審議に先立って憲法裁判所に可否判断を求めなければならないという規定は、憲法裁判所の権限を強化する。これらを考え合わせると、憲法改正はほとんど不可能になる。不完全な憲法の改正を不可能にしたり困難にしたりするのは、憲法の破棄のために軍隊が再びクーデタを行うことを容認するに等しい。

これは、やや誇張気味の批判ではあるが、憲法草案の非民主的側面（国民や国民代表への軽視）をよく突いているといえよう。

おわりに

2014年クーデタ以後には、軍事政権を肯定する世論調査結果が異様なほど多くなっている。憲法改正における大きな争点の1つとなっている非民選首相についても、たとえばバンコク大学の調査（全国の1099人が対象）では59.4%が非民選首相に賛成していた。しかしながら、同じく2015年3月初旬に国会の国政研究所、憲法起草委員会、そして国家統計事務所が実施した調査（全国の5800人が対象）では、70.1%が首相は政党党首で下院議員であるべきと答えていた。あまりにも好対照な結果なので、どちらが正しいのかと首をかしげたくなるものの、タイでは定期的に世論調査を繰り返す調査機関の場合には被調査者が固定されがちであることを考慮すると、後者による単発の調査のほうが信頼度が高いのではないと思われる。加えて、憲法起草委員会が非民選首相への門戸を開こうとしていることを考慮するならば、それに反する結果を発表した点でも、後者の信頼性が高いといえよう。後者の調査では、選挙制度についても、従来の制度（小選挙区と拘束名簿式比例代表制の並立制）が好ましいと答えるものが71.3%に上っている。まさにそうした民意に反しても、改革を強行しようとするところが2014年クーデタの強引で独善的な性格を物語っているといえよう。

著名なジャーナリストのバイトーンヘーンは、自称「善人」たちによる「改革」のための憲法草案を辛らつに批判した。憲法起草に関与した5機関は一定期間政治職への就任を避けるべきという提案は、憲法を起草したものは政治職を求めるべきではないという西洋の礼節である。さもなければお手盛りになる。「この礼節はタイ人には使えない。タイ式の民主主義では善人に例外をもうけている。善人は熱心に犠牲を払って軍隊を助けている。善人の精神を下々の卑しい心で判断してはならない。善人は憲法起草を利用して自己利益を図ったりはしない。」「この国の善人は例外的な特権を得ている。2006年クーデタ後には官選国会議員や憲法制定議会議員になった。07年憲法が施行されると選考上院議員になり、（再任禁止規定への脱法行為として）3年の任期（任期は6年ながら、3年ごとに半数が交代）が切れる直前に辞任して、再選考された。その6年の任期が切れる前に14年クーデタが発生すると、官選国会議員や国家改革協議会議員になった。新憲法の起草を待つて、任命上院議員、独立機関の委員、新たに設置される公的機関のメンバー、もしくは倫理会議のメンバーになろうとしている。倫理会議の議員になったら、妻子を公設秘書に任命するのではなかろうか。」「『職業善人』というのはここ10年間人気のある新しい職業である。・・・クーデタが起きると、あるいは善人のイメージが必要な任命が行われると、招待を受ける。かくして、タイには・・・選挙管理委員、汚職防止取締委員、国家ラジオ・テレビ・通信委員、会計監査委員、オンブズマンといったものを70歳の定年まで職業として務めるものが存在している。汚職防止取締委員にいたっては、70歳を迎えると、代わりの善人が

見つけにくいからという理由で、定年の延長を願い出ている。こうした善人は平然と在任期間を延長したり別の地位に移ったりできる。それが利益相反になりうると考えるものはない。利益相反というのは悪徳政治家だけに適用される用語と考えている。ある善人は、07年憲法起草委員になり、後日簡単に改正できるので草案にとりあえず賛成しようと呼びかけておきながら、自身が憲法裁判所判事になると上院議員全員を民選に変更しようとする憲法改正案に憲法68条違反との判断を下した。」

2015年3月下旬に、多数の国家改革協議会議員が妻子や親族を公費で賃金が支給される秘書や顧問に任命していたとしてNGOから告発された。政治家の悪行を批判し改革を唱える自称善人は公平無私の聖人ではなく特定利益の代表にすぎない。ゲームに勝てないから、勝てるように努力するのではなく、憲法という基本ルールを変えてしまうという横暴は、政党政治家の汚職や買票をいかに罵ってみても正当化することはできない。とりわけ、選挙つまり民意を軽視する方向へのルール見直しであれば、脱民主化の暴挙である。それを何度も繰り返すというのは悪辣というほかない。それにやましさを感ぜないのは、特権意識が染みついているからであろう。

